

待機者に係る住所・死亡情報の把握について

平成 24 年 7 月 24 日
厚生労働省年金局・日本年金機構

1 現状

- 現在、国民年金・厚生年金の受給権者については、住所情報等を適切に把握するため、法律上、住所の変更・死亡等があった場合に機構への届出義務を課すとともに、住基ネットから住所・死亡の情報を入手することができる者について、住所変更届・死亡届の提出を省略できる仕組みが設けられている。
- 一方、待機者については同様の規定がなく、住基ネットによる住所情報等の把握を行うことができないため、裁定請求の手続きに関する情報提供を行っても未着になる場合があるなど、請求漏れが生じるおそれがある。

2 対応方針

(1) 待機者についての住所・死亡情報の把握

待機者についても、機構において住基ネットから住所・死亡情報を取得することができるようにするなど、住所変更や死亡を把握できるよう必要な法令上の規定を整備する。

(2) 具体的な取扱い

以下のとおりの取扱いとする予定。

① 住所変更等の申出勧奨・住民票コードの収録促進

ア 待機者のうち、既に住民票コードが収録されている者の場合

住民票コードの収録状況等についてお知らせを送付し、今後住所変更等があった場合には住基ネットにより変更がなされる旨等を周知する。

イ 待機者のうち、住民票コードが未収録の者の場合

退職後に住所変更等した場合には、機構に対して任意で情報を提供していただくよう一般的な広報に加え、ねんきん定期便等に記載するなどして周知を行う。

住所変更等の情報を受ける際には、併せて住民票コードの情報もいただくこととし、今後は住基ネットにより変更がなされる旨等を周知する。

② 法令上の規定の整備

①の取扱いを行うため、総務省の協力を得て、待機者に係る住基情報を得られるようにするとともに、以下の内容を厚生労働省令に規定する。(※今後、総務省と最終的な調整が必要)

- ・ 機構から待機者等に対して、裁定請求に係る手続に関する周知・勧奨を行う旨
- ・ 機構から待機者等に対して、住所変更等に関する情報提供を求めることができる旨

(3) 意義・効果

- 現在、60歳から特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方に、年金請求書(ターンアラウンド用)の事前送付を行っているが、今後、特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢の引上げに伴って、ターンアラウンドの送付年齢も引き上がることとなり、待機者に送付するケースが増えていくことが考えられる。
- また、年金の受給権がありながら未請求の69歳の方に、年金の請求を促すお知らせを送付している。

今回の対応を通じて、このような待機者に対して、正しい住所に年金請求書やお知らせを送付することができるようになり、年金の請求漏れの防止につながることや、年金事務所における照会・クレーム対応等の業務量軽減に伴うサービスの質の向上が期待される。

(4) 周知・広報

次のような対応を予定。

- 機構HPに掲載し周知
- 事業主に対して、退職する従業員に対する情報提供を行っていただくよう依頼
- 市町村に対して、広報誌への掲載を依頼
- ねんきん定期便に記載
- ねんきんネットのアクセスキー通知に記載 等

(5) 今後のスケジュール(案)

平成24年12月 省令公布

平成25年 1月 広報開始

4月 省令施行

9月 機構から待機者へ住民票コードの収録状況のお知らせ送付開始

待機者に係る事務フロー

年金機構



住民票コード収録状況の
お知らせ

待機者



ねんきんネットのアクセスキー通知（60歳以上の被保険者ではない者）
ねんきん定期便 等を活用して送付。

期待される効果

お知らせ・通知の確実な送付
受給漏れの発生防止
事務量軽減によるサービスの質の向上

住民票コード収録者

(居所の登録)



[住所変更等の異動がある場合]

原則として、申出不要

希望する場合、住所に代えて居所の登録可。

住民票コード未収録者

住所変更の申出
住民票コードの申出
(居所の登録)

[住所変更等の異動がある場合]

住所変更の申出

住民票コードの申出

(住民票コードを収録した場合は、以後、
住民票コード収録者となる。)

希望する場合、住所に代えて居所の登録可。



待機者に係る住所等異動情報の把握に関する作業スケジュール(案)

事項	平成24年								平成25年											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
主なスケジュール			◎方針決定					◎省令公布?	◎広報開始				◎省令施行							
○事務処理の検討	事務処理の検討								マニュアルの改正		◎地方へ指示									
○住基ネットとの突合 (住民票コード収録 生存確認)																	住基突合 (コード収録・生存確認)			
○住民票コード収録状況 のお知らせ送付																			お知らせ送付	
○システム開発	システム検討		調達準備		システム開発															
○制度の周知及び広報	関係機関との調整								広報(機構HPによる周知、事業主へのお知らせ送付、市町村広報紙への掲載等)											